

タイ  
商標法

B. E. 2559 (2016 年) 法律 (No. 3) により改正

2016 年 7 月 28 日施行

目次

第 1 条  
第 2 条  
第 3 条  
第 4 条  
第 5 条

第 I 章 商標

第 1 部 商標登録の出願

第 6 条  
第 7 条  
第 8 条  
第 9 条  
第 10 条  
第 11 条  
第 12 条  
第 13 条  
第 15 条  
第 16 条  
第 17 条  
第 18 条  
第 19 条  
第 20 条  
第 21 条  
第 27 条  
第 28 条  
第 28 条の 2

第 2 部 商標登録及び登録の効力

第 29 条  
第 30 条  
第 31 条  
第 32 条  
第 33 条

第 34 条  
第 35 条  
第 36 条  
第 37 条  
第 38 条  
第 39 条  
第 40 条  
第 41 条  
第 42 条  
第 43 条  
第 44 条  
第 45 条  
第 46 条  
第 47 条

### 第 3 部 商標登録の変更

第 48 条  
第 49 条  
第 51 条  
第 51-1 条  
第 52 条  
第 52-1 条

### 第 4 部 商標登録の更新及び取消

第 53 条  
第 54 条  
第 55 条  
第 56 条  
第 57 条  
第 58 条  
第 59 条  
第 60 条  
第 61 条  
第 62 条  
第 63 条  
第 64 条  
第 65 条  
第 66 条  
第 67 条

### 第 5 部 商標ライセンス

第 68 条  
第 69 条  
第 70 条  
第 71 条  
第 72 条  
第 73 条  
第 74 条  
第 75 条  
第 76 条  
第 77 条  
第 78 条  
第 79 条  
第 79-1 条

第 I-1 章 マドリッド議定書に基づく商標登録

第 79-2 条  
第 79-3 条  
第 79-4 条  
第 79-5 条  
第 79-6 条  
第 79-7 条  
第 79-8 条  
第 79-9 条  
第 79-10 条  
第 79-11 条  
第 79-12 条  
第 79-13 条  
第 79-14 条  
第 79-15 条

第 II 章 サービスマーク及び証明標章

第 80 条  
第 81 条  
第 82 条  
第 83 条  
第 84 条  
第 85 条  
第 86 条  
第 87 条  
第 88 条  
第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

### 第 III 章 団体標章

第 94 条

### 第 IV 章 商標委員会

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条

第 99 条の 2

第 100 条

第 101 条

第 102 条

### 第 V 章 雑則

第 103 条

第 104 条

第 105 条

第 106 条

第 106 条の 2

第 106 条の 3

第 106 条の 4

### 第 VI 章 罰則

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 109-1 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 112 条の 2

第 112 条の 3

第 113 条

第 114 条

第 115 条

第 116 条

経過措置

第 117 条

第 118 条

第 119 条

第 120 条

第 121 条

第 122 条

第 123 条

料金表

## 第1条

本法は、「商標法，B. E. 2534(西暦 1991 年)」と称する。

## 第2条

本法は，官報公告の日から 90 日後に発効する。

## 第3条

次の法律を廃止する。

- (1) 商標法，B. E. 2474
- (2) 商標法(No. 3)，B. E. 2504

本法に矛盾する他の法律及び規則は，本法で規定する法律及び規則に置き換える。

## 第4条

本法において，

「標章」とは，肖像，図案，創作物品，ロゴ，名称，語，句，文字，数字，署名，色彩の組合せ，物の配置，音又はこれらの組合せを意味する。

「商標」とは，その商標の所有者の商品が他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する又は使用を意図する標章を意味する。

「サービスマーク」とは，そのサービスマークの所有者のサービスが他人のサービスマークを有するサービスと異なることを示す目的でサービスに関連して使用する又は使用を意図する標章を意味する。

「証明標章」とは，商品の出所，成分，製造方法，品質又は他の特徴又はサービスの性質，品質，種類又は他の特徴を証明する目的で，他人の商品又はサービスに関して使用されることにその所有者が同意した標章を意味する。

「団体標章」とは，同じグループの会社又は企業又は協会，社団，共同組合，連盟又は同盟，個人の集まり又は他の民間又は政府団体が使用する又は使用を意図する商標又はサービスマークを意味する。

「ライセンシー」とは，登録商標又はサービスマークの所有者によってその登録商標又はサービスマークの使用を本法に基づいてライセンスされた者を意味する。

「担当官」とは，本法に基づいて行為するために大臣が任命した者である。

「登録官」とは，本法に基づいて行為する登録官として大臣が任命した者である。

「長官」とは，知的所有権局の長官である。

「委員会」とは，商標委員会を意味する。

「大臣」とは，本法を所管しその執行を統括する大臣を意味する。

## 第5条

通商大臣は，本法を所管し，その執行を統括するものとし，また，登録官及び担当官を任命し，本法の附則で規定する手数料を超えない範囲で手数料を定める省令を発行し，手数料を減額又は免除し及びそれ以外の事項を規定し，さらに本法を執行するための告示を発行する権限を有する。

## 第 I 章 商標

### 第 1 部 商標登録の出願

#### 第 6 条

登録できる商標とは次に該当するものをいう。

- (1) 「識別性」のある商標
- (2) 本法に基づき禁止されていない商標
- (3) 他人が登録した商標と同一又は類似でない商標

#### 第 7 条

識別性を有する商標とは、商標であって、公衆又は使用者が、その商標が使用されている商品が他の商品とは異なることを識別することを可能にするものである。下記の基本的特徴の何れかを有している又はそれによって構成されている商標は、識別性を有するとみなす。

- (1) 個人名、通常の表記によらない自然人の姓、法人の正式名称であって当該事項に関する法律に従っているもの又は特別な様式で表示されている商号であって、商品の特徴又は品質に直接の関連がないもの
  - (2) 語又は文言であって、商品の性質又は品質に直接には関連しておらず、かつ、大臣によって定められている地理的表示でないもの
  - (3) 創作された語
  - (4) 装飾化された文字又は数字
  - (5) 特別な様式で表示されている、色彩の組み合わせ
  - (6) 出願人又はその事業の前任者の署名又は他人の署名であって、その許可が得られているもの
  - (7) 表示であって、出願人又は許可を得ている他人又は故人に関するものであり、故人の場合には、その直系尊属、直系卑属及び配偶者がいる場合には、その許可を得ているもの
  - (8) 創作物品
  - (9) 画像であって、商品の性質又は品質に直接には関係しておらず、また大臣が定める地図又地理的位置の画像ではないもの
  - (10) 形状であって商品の自然な形態でないもの、形状であって商品の技術的帰結を得るためには必要でないもの又は形状であって商品に価値を与えるものではないもの
  - (11) 音であって商品の性質又は品質に直接には関連していないもの、音であって商品の自然の音ではないもの又は音であって商品の機能から生じるものではないもの
- 前記(1)から(11)までの規定による特徴を有さない商標は、大臣による通告に定められている規則に従って広く販売又は宣伝されている商品に使用されており、かつ、その規則が正しく遵守されている場合には、識別性を有するとみなす。

#### 第 8 条

次の 1 に該当する商標は、登録を認めない。

- (1) 国の紋章又は盾形紋章、王室の印章、公印、チャクリ王朝の紋章、王室の勲章からなる紋章及び記章、官庁印、省、事務局、局又は州の印章

- (2) タイの国旗、王旗又は公式な旗
- (3) 王室の名称、王室のモノグラム(組合せ図案文字)又は王室の名称若しくは王室のモノグラムの省略形
- (4) 王、王妃及び王位継承者の肖像
- (5) 王、王妃若しくは王位継承者又は王族を表す名称、語、言葉又は紋章
- (6) 他の国の紋章及び国旗、国際組織の紋章及び旗、他の国の首長の紋章、他の国又は国際組織の公式の紋章及び品質管理証、他の国又は国際組織の名称及びモノグラム。ただし、当該他の国又は国際組織の担当官の許可がある場合はこの限りでない。
- (7) 赤十字の公式記章及び紋章又は「Red Cross」若しくは「Geneva Cross」の名称
- (8) タイ政府、タイの政府機関、公共企業体若しくはタイのその他の政府組織又は外国政府若しくは国際機関が主催した博覧会又はコンテストで授与されたメダル、免状又は証明書の外観と同一又は類似の標章又はその他の標章。ただし、このメダル、免状、証明書又は標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され、係る商標の一部として使用される場合を除く。
- (9) 公序良俗に反する標章
- (10) 登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章又は商品の所有者若しくは出所に関して公衆を混同させる虞のある商標に類似する標章
- (11) (1)、(2)、(3)、(5)、(6)又は(7)に類似する商標
- (12) 地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示
- (13) 大臣の告示で定めるその他の商標

## 第9条

商標の登録出願は、1の類又は複数の類に属する特定の商品についてすることができるが、特定の商品の種類であって、保護を求めるものが明確でなければならない。

商品の類の区分は、省令に定められている通りとする。

## 第10条

商標を登録するときは、出願人又はその代理人は、登録官がタイにおいて連絡のとれる事務所又は住所を有していなければならない。

## 第11条

商標登録出願は、省令で定めた規則及び手続によって処理する。

タイが商標保護に関する国際条約又は国際協定に調印した場合は、当該国際条約又は国際協定に則った商標登録出願は本法に基づく商標登録出願とみなされる。

## 第12条

商標登録出願を検討する際、登録官は、次の権限を有する。

- (1) 出願人に口頭陳述又は書面による説明を文書で要求することができる。又は審査及び検討のため出願人に登録出願に係る書類の提出を要求することができる。
- (2) 期間を定めて出願人に外国語の書類又は証拠についてタイ語翻訳文の提出を要求することができる。



(3) 何人かに事実，説明，助言又は意見を陳述するよう求めることができる。  
出願人が(1)又は(2)による登録官の指示に理由なく従わない場合は，その出願は取り下げられたものとみなす。

### 第13条

第27条に従うことを条件とし，登録官が下記事情を認定する場合には，登録官は出願された商標についての登録を認めてはならない。

(1) その商標は，同一の類に属する商品又は他の類に属しており，同一の性質を有していると判断される商品に使用するために，他人によって登録されている商標と同一である。

(2) その商標は他人によって登録されている商標と類似しており，その商標は，同一の類に属する商品又は他の類に属しており，同一の性質を有していると判断される商品に使用されるとき，当該使用に係る商品の所有権又は出所に関し，公衆が混同又は誤認させられる虞がある。

### 第15条

登録官の見解において，

(1) 出願された商標の要部でない部分が第8条の規定により登録を受けることができないものである，又は

(2) 登録出願が第9条若しくは第10条に違反している又は第11条に基づいて発出される規則及び手続に従っていないときは，

登録官は出願人に対し，通知の受領日から60日以内に，その出願を補正するよう命令書を出すことができ，当該命令書は出願人に対して遅滞なく，書面で通知しなければならない。

### 第16条

登録官が商標全体又はその要部が第6条に基づく登録性がないと判断する場合は，登録官は，登録を拒絶する理由を書面で出願人に遅滞なく通知しなければならない。

### 第17条

登録官の見解においては，検討対象である商標は，全体としては第6条に基づき登録を受けることができるものであるが，同種又は同類の商品に関する通商にとって慣用されている1又は2以上の部分を含んでおり，それについては，出願人が排他権を持つことができないものであるか又はそれが識別性を有していないときは，登録官は下記のいずれかを行わなければならない。

(1) 出願人に対し，命令書の受領日から60日以内に，商標の該当部分についての排他権を部分放棄するよう命令すること

(2) 出願人に対し，命令書の受領日から60日以内に，当該商標の所有者の権利を確定する上で登録官が必要と考える上記以外の権利の部分放棄を登録するよう要求すること

第1段落の規定の実行に関し，登録官は，特定の種類又は類の商品に関して通商上慣用である事項を通達によって宣言する権限を有する。

登録官は，第1段落に基づく命令を，その理由と共に遅滞なく書面をもって出願人に通知しなければならない。

## 第 18 条

出願人は、第 15 条、第 16 条及び第 17 条に基づく登録官の命令に対し、その受領日から 60 日以内に商標委員会に審判を請求する権利を有する。商標委員会の決定を最終とする。商標委員会が第 15 条又は第 17 条に基づく登録官の命令が正当であると決定した場合は、出願人は、委員会の決定の受領日から 60 日以内に登録官の命令に従わなければならない。委員会が第 15 条、第 16 条及び第 17 条に基づく登録官の決定が不当であると決定した場合は、登録官は、その出願登録手続を進めなければならない。

## 第 19 条

出願人が第 18 条第 1 段落に基づく審判請求を行わず、かつ、該当する事情によるが、第 15 条又は第 17 条に基づく登録官の命令に従わない場合又は出願人が第 18 条第 1 段落に基づく審判請求をしたが、第 18 条第 2 段落の規定に従わない場合には、その出願は取り下げられたものとみなす。

## 第 20 条

2 以上の出願人が商標の登録出願をした場合において、登録官がそれらの商標の間には、下記の特徴の何れかが存在すると判断したときは、登録官は最初にされた出願についての手続を進め、後順位の出願人に対しては書面をもって、先にされた出願の進展を待つよう通知しなければならない。

- (1) 同一の類に属する商品又は別の類に属する商品であつて、登録官が同一の特徴を有すると判断するものの何れにおいて使用されるかに拘わりなく、それらの商標は同一である。
- (2) それらの商標は類似しており、同一の類に属する商品又は別の類に属する商品であつて、登録官が同一の特徴を有すと判断するものの何れかにおいて使用されるかに拘わらず、商品の所有者又は出所に関して、公衆を混同させる虞がある。

最初に出願された商標が登録されない場合は、登録官は次にされた出願についての手続を進め、遅滞なく、その出願の出願人及び他の出願人に通知しなければならない。

## 第 21 条

出願人であつて、同人が出願した商標は他の、先に係属している商標と同一ではない又は混同を生じさせるほど類似していないと考える者は、第 20 条第 1 段落に基づく登録官の命令について、命令の受領日から 60 日以内に、商標委員会に対し審判を請求することができる。その場合には、第 18 条を準用する。

## 第 27 条

第 13 条又は第 20 条第 1 段落の何れか該当する事情の下で、複数の出願がある場合において、登録官が誠実な同時使用又はそのようにすることを適当なものにする特殊事情があつたと判断したときは、登録官は、複数の所有者の同一又は類似する商標の登録を許可することができる。ただし、使用の態様、場所に関する条件若しくは制限又は長官が課すことが適当と考えるそれ以外の条件及び制限を課すことを条件とする。登録官は遅滞なく、当該出願人及び登録商標所有者に対し、理由を付した書面により、その命令を通知する。

当該出願人又は登録商標所有者は、第 1 段落に基づく登録官の命令に対し、その通知の受領日から 60 日以内に、商標委員会に審判を請求することができる。

第 2 段落に基づく委員会の決定は最終的とする。

## 第 28 条

外国で商標出願をなし、当該最初の外国出願から 6 月以内にタイで登録出願を行った者は、次の何れかに該当することを条件としてその最初の外国の出願日をタイにおける出願日と主張することができる。

- (1) タイ国民であるか又はタイに本拠を置く法人であること
- (2) タイが加盟している商標保護に関する条約又は国際協定の当事国の国民であること
- (3) タイ国民又はタイに本拠を置く法人に同じ権利を与えている国の国民であること
- (4) タイ国内又はタイが加盟している商標保護に関する条約又は国際協定の当事国内に居住しているか又は現実に有効な工業施設若しくは商業施設を有していること

最初の外国出願が拒絶されたか又は出願人によって取下げ若しくは放棄された場合は、その出願人は、第 1 段落に基づく権利を主張できない。

最初の外国出願日から 6 月以内に、前の出願が拒絶されたか又は出願人によって取下げ若しくは放棄された商標と同じ商標について外国で商標出願を行う場合は、出願人は、次のすべてに該当する場合に限り、第 1 段落に基づく権利を主張することができる。

- (1) 第 2 段落に基づく出願について第 1 段落に基づく優先権が行使されていないこと
- (2) 出願がされた国の商標法の下で、もはや、第 2 段落に基づく出願はその処理が可能でないこと
- (3) 出願の拒絶、取下げ又は放棄が公衆に開示されていないこと

## 第 28 条の 2

ある商標を伴う商品がタイ又はタイが加盟している商標保護に関する条約又は国際協定の加盟国でタイ又は当該加盟国の政府機関、公共企業体又はその他の政府組織の企画により開催された博覧会で展示された場合は、その商標の所有者は、第 28 条第 1 段落に基づく権利を主張することができる。ただし、商標所有者は、その商品を当該博覧会に持ち込んだ日か又は最初の外国出願日のうち何れか早い方の日から 6 月以内に、当該博覧会に展示した商品について商標登録出願を行わなければならない。この場合は、当該出願は第 28 条で述べる期間を延長するものではない。

国際博覧会とみなされる商品博覧会の企画及び第 1 段落に基づく出願は、省令が定める規則、条件及び手続に従う。

## 第 2 部 商標登録及び登録の効力

### 第 29 条

商標登録出願を受理すべきものと認められたときは、登録官は、その出願の公告を命じる。出願公告は省令で定めた手続で行う。

### 第 30 条

第 29 条第 1 段落に基づいて商標の公告が命じられ、その後、その商標が第 6 条に基づく登録性がないか又はその出願が本法の規定に準じていないため公告命令を取り消す必要があることが登録官に明らかになったときは、当該商標がまだ登録されていなければ、登録官は、公告命令の取消を決定し、出願人に当該取消の理由を付してその取消を書面で遅滞なく通知しなければならない。

出願が第 29 条に基づいて公告された後に登録官が命令の取消を決定した場合は、当該取消は、省令が定める手続で公告する。

### 第 31 条

出願人は、第 30 条第 1 段落の登録官の取消命令に対して、登録官の通知の受領日から 60 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。

出願人が第 1 段落に基づく審判請求をしなかった場合又は出願人が第 1 段落に基づき登録官の命令について審判を請求した結果、委員会が登録官の命令を適切と決定した場合は、登録官は、その出願の処理を開始しなければならない。

委員会が登録官の取消命令を斥けた場合において、登録官は、

(1) 第 30 条第 1 段落に基づく取消命令を第 29 条に基づく出願公告前に決定した場合は、その商標出願を公告する。

(2) 第 30 条第 2 段落に基づいて登録官の命令の取消が公告された場合は、その商標出願を再公告する。第 2 段落及び第 3 段落に基づく商標委員会の決定を最終とする。

### 第 32 条

第 35 条に基づく異議申立の後で第 30 条に基づく取消決定をする場合は、登録官は、異議申立人に遅滞なく書面で通知しなければならない。

### 第 33 条

第 32 条の場合において、未だ異議申立の決定が下されていない場合は、第 31 条第 1 段落に基づく審判請求期間が満了するまで又は第 31 条第 2 段落若しくは第 3 段落に基づく委員会の決定があるまで、登録官は、異議申立の決定を一時保留しなければならない。

委員会の決定が第 30 条に基づく登録官の取消命令を支持する場合は、登録官は、当該異議申立の棄却を決定し、異議申立人に遅滞なく書面で通知しなければならない。この決定を最終とする。

委員会が第 30 条に基づく登録官の取消命令を斥ける決定をした場合は、登録官は、異議申立に対する審査を進めなければならない。

### 第 34 条

第 32 条の場合において、登録官が異議申立について決定を下し、第 37 条に基づく異議申立における登録官の決定に対して審判請求があったとき、登録官は、その旨を委員会に通知する。この場合は、第 33 条を準用する。

### 第 35 条

第 29 条に基づいて商標出願が公開された後、何人であれ、その商標について出願人より優先する権原を有している又はその商標が第 6 条に基づく登録性がない又はその出願が本法の規定に反していると考える者は、第 29 条に基づく公告の日から 60 日以内に理由を付した異議申立書を提出することができる。

第 1 段落に基づく異議申立は、省令で定めた規則及び手続に従わなければならない。

### 第 36 条

第 35 条に従って異議申立がされたときには、登録官は遅滞なく、出願人に異議申立書の写しを送付しなければならない。

出願人は異議申立書の写しを受領した日から 60 日以内に、長官が定める様式による意見書であって、その出願の支援に使用する理由を述べたものを登録官に提出しなければならない。

登録官は遅滞なく、異議申立人に意見書の写しを送付しなければならない。

出願人が第 2 段落に基づく規定に従わない場合は、出願人はその出願を取り下げたものとみなされる。異議申立についての審議及び決定を行うときは、登録官は異議申立人及び出願人に対し、追加の陳述書、意見書又は証拠の提出を命じることができる。出願人又は異議申立人が当該命令を受けてから 60 日以内に、登録官の命令を遵守しない場合には、登録官は既存の証拠に基づいて異議申立についての審議及び決定をする。

### 第 37 条

登録官は、出願人及び異議申立人の双方に理由を付して異議の決定を遅滞なく通知しなければならない。

出願人及び異議申立人は、登録官の決定に対して、その通知の受領日から 60 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。委員会は、審判請求に対して遅滞なく決定を下さなければならない。

### 第 38 条

委員会は、決定を下した場合は、理由を付してその決定を出願人及び異議申立人の双方に遅滞なく書面で通知しなければならない。

出願人及び異議申立人は、委員会の決定に対してその通知の受領日より 90 日以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第 2 段落に基づく裁判所に対する訴訟は第 37 条第 2 段落に定められた手続を経た後に提起することができる。

### 第 39 条

第 37 条第 2 段落に定める期間内に登録官の決定に対する審判請求又は第 38 条第 2 段落に定

める期間内に委員会の決定に対する訴訟提起が行われなかったとき、登録官の決定又は委員会の決定を最終とする。

#### **第 40 条**

第 35 条に基づく異議申立がなかった場合又は第 35 条に基づく異議申立がなされ、出願人の登録資格を認める最終決定若しくは最終判決が下された場合は、登録官は、その商標の登録を命じなければならない。

第 1 段落に基づいて商標登録が命じられた場合は、登録官は、その旨出願人に書面で通知するものとし、出願人は、通知の受領日から 60 日以内に登録手数料を支払わなければならない。出願人が定められた期間内に登録手数料を支払わない場合は、その出願は放棄されたものとみなされる。

商標登録は省令が定める手続に従う。

#### **第 41 条**

第 35 条に基づく異議申立人が異議申立の対象たる商標と同一又は類似する商標の登録出願人であり、異議申立人の権利が異議申立を受けた出願人の権利よりも優先するとの最終決定又は最終判決が下された場合において、異議申立人の商標に第 6 条に基づく登録性があり、その出願が本法で規定する適切な方法でなされているときは、登録官は、その異議申立人の商標出願を再公告せずに省令が定める手続に従って商標登録を行う。

#### **第 42 条**

登録される商標は登録出願日に登録されたものとみなす。第 28 条又は第 28 条の 2 の場合において、タイにおける出願日はその商標の登録日とみなされる。

#### **第 43 条**

商標の登録時、登録官は、省令が定める方法で出願人に登録証を交付しなければならない。

登録証を紛失又は破損した場合は、登録官にその再発行を申請することができる。

登録証の再発行は省令が定める手続及び規則に従う。

#### **第 44 条**

第 27 条及び第 68 条に従うことを条件として、商標の所有者として登録される者は、登録が付与された商品に関してその商標を使用する排他権を有する。

#### **第 45 条**

商標が着色限定なしに登録されたときはすべての色に関して登録されたものとみなす。

#### **第 46 条**

何人も、登録されていない商標の侵害に対して使用の差止又は損害賠償の訴訟を裁判所に提起することはできない。

本条の規定は、登録されていない商標の所有者が、商標所有者の商品として商品を詐称した者に対して訴訟を提起する権利に影響するものではない。

#### **第 47 条**

本法に基づく登録は、何れかの者による人の姓名若しくは営業地名又は営業上の前任者の営業地名の善意による使用又は商品の性質又は品質の善意による記述の使用を妨げるものではない。

### 第3部 商標登録の変更

#### 第48条

係属している商標出願についての権利は、譲渡又は相続による移転をすることができる。

第1段落に基づく、出願についての権利の移転は、登録前に、移転元又は移転先によって登録官に届け出られなければならない。

出願人が死亡した場合には、出願の相続を有効にするためには、登録前に、相続人又は管財人によって、登録官に届け出られなければならない。

第1段落における、譲渡又は相続は、省令に従って行われる。

#### 第49条

登録商標についての権利の譲渡又は相続は、商標の登録対象である商品に係る事業を伴って又は伴わずに行うことができる。

第1段落に基づく、登録商標の譲渡又は相続は、商品の全部又は一部について行うことができる。

#### 第51条

登録商標の譲渡又は相続による移転は登録官に登録のための届出をしなければならない。

第1段落に基づく商標の譲渡又は相続による移転の登録申請は省令に定める規則及び手続に従う。

#### 第51-1条

第48条又は第49条の下での、移転元、移転先又は相続人が、商標であって、登録官の判断においては、当該人が移転した、移転を受け入れた又は相続した商標と同一又は類似していると判断するものについて出願をする又は出願する権利の移転を承認する若しくは相続する場合には、それが同一の類に属する商品又は異なる類に属する商品に拘わらず、同じ性質を有する商品に係る使用である場合は、登録官はその商標の登録を承認してはならない。そのような場合には、第13条又は第20条の規定が準用される。登録官にとって、商標出願に関する、第1段落の下での出願人、譲受人又は相続人が、該当する事情によるが、移転元、移転先又は相続人からの書面による同意を得ていることが明らかである場合には、当該出願に関しては特別な事情があると推定されるものとし、登録官は、当該同一の又は類似する商標に関し、複数の所有者間での共存を許可することができる。第27条の規定を準用する。

#### 第52条

登録商標の所有者は、次の事項について登録官に修正を求めることができる。

- (1) 登録商品の一部取消
- (2) 商標所有者及びその代理人の名称、国籍、住所及び職業
- (3) 登録官が連絡できる事務所又は宛先
- (4) 省令が定めたその他の事項

上記の登録事項の修正申請は省令が定めた規則及び手続に従う。



#### **第 52-1 条**

商標の譲渡又は相続に関する登録申請が第 51 条第 2 段落の規定に従っていない場合又は登録事項に関する変更申請が第 52 条の規定に従っていない場合には、登録官は出願人又は商標所有者に対し、その通告の受領日から 60 日以内に、補正するよう通告する。

出願人又は商標所有者が、登録官の第 1 段落に基づく通告に従わなかったときは、該当する事情に応じ、譲渡又は相続についての登録申請又は登録事項の変更についての申請は取り下げられたとみなされる。

## 第4部 商標登録の更新及び取消

### 第53条

商標登録は第42条に基づく登録の日から10年間有効であり、また第54条に基づいて更新することができる。

第1段落の商標登録の有効期間は第38条の裁判所における訴訟期間を含まない。

### 第54条

自己の商標登録の更新を希望する商標所有者は、存続期間満了日前3月以内に、更新出願を登録官に提出し、更新手数料を納付しなければならない。

商標所有者が第1段落に定められている期間内に更新出願をしなかった場合において、同人がなお、更新を希望しているときは、同人は登録期間満了日から6月以内に、更新出願を登録官に提出し、更新手数料及びその20%に当たる割増手数料を納付する。

第2段落に基づく期間又は該当する事情によるが、第1段落又は第2段落に基づく期間内に更新出願を行い、更新手数料を納付した場合には、その商標は、登録官が別段の命令をするまでは、登録されているとみなす。

商標登録の更新は、省令に定められている規則及び手続に従って行われる。

### 第55条

商標所有者が、第54条第1段落又は第2段落に記載されている期間内に更新出願をし、更新手数料を納付した場合において、登録官がその出願は、第54条第4段落に基づく、省令に定められている規則及び手続に従っていると判断したときは、登録官は事情に応じ、当初の登録期間又は直近の更新期間の満了日から更に10年間、登録を更新しなければならない。

商標所有者が第54条第1段落又は第2段落に定められている期間内に更新出願をし、更新手数料を納付したが、登録官が、第54条に基づく、省令に定められている規則及び手続に従って行われていないと判断したときは、登録官は商標所有者に対し命令を出し、命令書受領の日から60日以内にその出願を補正することを要求しなければならない。また、その命令について、商標所有者に対して書面をもって遅滞なく通告しなければならない。商標所有者が指定された期間内に、その命令に従わない場合には、その商標登録の取消を命ずる。

### 第56条

商標所有者が、第54条第2段落に定められている期間に登録更新の出願をしない場合には、その登録は取り消されたものとみなされる。

### 第57条

商標所有者は、自己の商標登録の取消を登録官に請求することができる。ただし、その商標にライセンス契約の登録がなされている場合は、そのライセンス契約に別段の定めがない限り、その取消はライセンシーの同意を得なければならない。

第1段落に基づく登録商標の取消請求は省令に定める規則及び手続に従う。

## 第 58 条

登録官は、登録商標の所有者がその登録時に登録官の定めた条件又は制限に違反したか又はこれに従わなかったと判断する場合は、その商標登録の取消を命じることができる。

## 第 59 条

商標所有者又はその代理人がタイに登録された事務所又は住所を有さなくなったときは、登録官は、その商標登録の取消を命じなければならない。

登録官は、登録商標の所有者又は代理人がタイに事務所又は住所を有さなくなったと判断する合理的な根拠があるとき、当該所有者又は代理人の事務所又は住所に宛てて、通知の受領日から 15 日以内に書面による説明を登録官に提出するよう通知する。

第 2 段落で定める期間内に返答がないときは、登録官は、省令が定めた手続に従って当該商標登録を取り消す旨を公告しなければならない。

第 3 段落による公告日から 15 日以内に返答がない場合は、登録官は、当該商標登録の取消を命じなければならない。

## 第 60 条

第 55 条第 2 段落、第 58 条又は第 59 条第 1 段落に基づく商標登録の取消命令は、その理由を付して遅滞なく、商標所有者に通告される。

商標所有者は第 1 段落に基づく登録官命令について、命令に係る通告書の受領日から 60 日以内に、商標委員会に審判を請求する権利を有する。指定期間内に審判請求がされない場合には、登録官命令は最終的なものである。

第 2 段落に基づく、商標委員会の決定は、最終的である。

## 第 61 条

利害関係人又は登録官は、登録時に商標が次にあてはまると思われるときは、商標登録の取消を委員会に請求することができる。

(1) 第 7 条に基づく識別性がない場合

(2) 第 8 条に基づく不登録事由に該当する場合

(3) 同一の類に属する商品又は他の類に属する、同一の性質を有する商品に使用するために、他人によって登録されている商標と同一である場合、又は

(4) 商標が、他人によって登録されている商標と類似しており、同一の類に属する商品又は他の類に属する、同一の性質を有する商品に関して使用されるとき、公衆を、その商品の所有者又は出所について混同又は誤認させる虞がある場合

## 第 62 条

何人も、ある商標が公序良俗に反すると判断されるとき、その商標の登録の取消を委員会に請求することができる。

## 第 63 条

利害関係人又は登録官は、所有者が商標の登録を求める際に登録される商品に関してその商標を使用する意図がなく、実際に当該商品に関する商標の使用がなかったか又は当該商標が

委員会への請求前 3 年間に使用がなかったことを証明できる場合は、当該商標の登録取消を委員会に請求することができる。ただし、所有者が当該商品に関する商標の不使用が通商上の特別な事情によるものであり、商標を使用しない又は放棄する意図によるものではないことを証明すればこの限りでない。

#### **第 64 条**

第 61 条、第 62 条又は第 63 条に基づく申請を受けた後、委員会は、所有者及びライセンシーがいればライセンシーに、通知受領から 60 日以内に回答を提出するよう書面で通知しなければならない。

#### **第 65 条**

委員会は、第 61 条、第 62 条又は第 63 条に基づいて商標登録を取り消すか否かの決定をしたときは、取消請求人、商標所有者及びライセンシーに理由を付して遅滞なく書面で通知しなければならない。

取消請求人、商標所有者又はライセンシーは、当該決定の通知の受領日から 90 日以内に第 1 段落に基づく委員会の決定に対して裁判所に提訴することができる。定められた期間内に提訴がなかったときは、委員会の決定を最終とする。

#### **第 66 条**

利害関係人又は登録官は、ある商標が特定の商品又は分類に関して通商上慣用となり、業界又は公衆にとって商標としての性格を失ったことを証明できるときは、当該商標登録の取消を裁判所に請求することができる。

#### **第 67 条**

第 40 条に基づく登録官の商標登録の決定の日から 5 年以内に、利害関係人は、所有者として登録されている者よりも当該商標に関して優先する権利を有していることを証明できるときは、裁判所に当該商標登録の取消を請求することができる。

請求人が登録された分類の一部の商品に関してのみ優先する権利があることを立証できるときは、裁判所は、商品の登録を請求人が商標所有者に優先する権利を立証できない商品に限定しなければならない。

## 第5部 商標ライセンス

### 第68条

登録商標の所有者は、登録された商品の一部又は全部に関して他人に商標の使用をライセンスすることができる。

第1段落に基づく商標ライセンス契約は書面でなし、かつ登録官に登録申請をしなければならない。

第2段落に基づくライセンス契約の登録申請は、省令に定める規則及び手続に従って行うものとし、かつ、少なくとも次の事項が示されていなければならない。

- (1) 登録商標の所有者がライセンシーによって製造される商品の品質を実際に管理するために商標所有者とライセンシーとの間で交わされた契約条件
- (2) 商標の使用対象商品

### 第69条

第68条に基づくライセンス契約が公衆を誤認又は混同させず、かつ、公序良俗に反するものでないと登録官が判断したときは、登録官は、一定の条件及び制限を加えて当該ライセンス契約の登録を認める決定をしなければならない。ただし、登録官が当該契約が公衆を誤認又は混同させ又は公序良俗に反すると判断したときは、ライセンス登録を拒絶しなければならない。

登録官が第1段落に基づく決定をしたときは、登録官は、速やかにその旨を商標所有者及びライセンシーとしての登録申請人に書面で通知する。登録官が特定の条件又は制限を加えるか又は登録を拒絶する場合は、登録官は、理由を付して商標所有者及びライセンシーとしての登録申請人にその旨通知しなければならない。

商標所有者又はライセンシーとしての登録申請人は、第1段落に基づく登録官の決定に対してその通知の受領日から60日以内に商標委員会に審判を請求することができる。審判請求が期限内にないときは、登録官の決定を最終とする。

第3段落に基づく委員会の決定を最終とする。

### 第70条

ライセンシーによるその営業商品上の商標の使用は、商標所有者による商標の使用とみなされる。

### 第71条

商標所有者及びそのライセンシーは共同して、商標ライセンス契約に含まれる商品又は所有者が課した他の条件及び制限に関して登録官に当該契約の登録の修正を申請することができる。第69条の規定を準用する。

第1段落に基づくライセンス契約の登録に関する修正の申請は省令に定める規則及び手続に従う。

### 第72条

商標所有者及びライセンシーは共同して、商標ライセンス契約の登録の取消を登録官に請求

することができる。

商標所有者又はライセンシーは、契約の満了を立証して商標ライセンス契約の登録の取消を登録官に請求することができる。

利害関係人又は登録官は、次の事項を示して、商標ライセンス登録の取消を商標委員会に請求することができる。

(1) ライセンシーによる商標の使用が公衆に誤認又は混同を生じさせ又は公序良俗に反すること、又は

(2) 商標所有者がもはやライセンス商品の品質を実際に管理することができないこと

本条に基づく商標ライセンス契約の登録の取消は、省令に定める規則及び手続に従う。

### 第73条

第72条第2段落又は第3段落に基づく取消請求がなされた後、登録官又は委員会は、商標所有者又はライセンシーに通知の受領日から15日以上かつ60日以内の期間内に答弁するよう書面で通知しなければならない。

第71条又は第72条に基づく請求を審査するために、登録官又は委員会は、関係人に証拠又は追加情報の提出を要求することができる。

### 第74条

登録官が第72条第2段落に基づく決定をした場合は、商標所有者及びライセンシーに速やかに理由を付して書面で通知しなければならない。当該決定は登録官の通知の受領日から発効する。

商標所有者及びライセンシーは、第1段落に基づく登録官の決定に対してその通知の受領日から60日以内に商標委員会に審判を請求することができる。登録官の決定は、審判請求が期限内になされなければ、最終となる。

第2段落に基づく委員会の決定を最終とする。

### 第75条

委員会は、第72条第3段落の決定をした場合は、その理由を付して速やかに商標所有者、ライセンシー、審判請求の利害関係人及び登録官に書面で通知しなければならない。当該決定は委員会の通知の受領日から発効する。

利害関係人又は登録官は、第1段落の委員会の決定に対して委員会の通知の受領日から90日以内に裁判所に提訴する権利を有する。提訴が期限内になされなければ委員会の決定を最終とする。

### 第76条

商標登録が取り消された場合は、その商標の使用権もまた無効となる。

### 第77条

商標ライセンス契約に別段の定めがない場合は、商標所有者は、その商標を自ら使用する権利を有すると共に当該ライセンシー以外の者にその商標を同様に使用するライセンスを与えることができる。

#### **第 78 条**

商標ライセンス契約に別段の定めがない場合は、ライセンシーは、その商標登録が更新を含めて有効である期間中、登録された全商品に関して国内のあらゆる場所でその商標を使用する権利を有する。

#### **第 79 条**

商標ライセンス契約に別段の定めがない場合は、ライセンシーは、第三者にそのライセンスを移転すること又は他人にその商標の使用をサブライセンスすることはできない。

#### **第 79-1 条**

商標ライセンス契約に別段の記述がない場合には、その契約は、同契約の対象である商標の譲渡又は相続を事由として、拘束力を喪失することはない。

## 第 I-1 章 マドリッド議定書に基づく商標登録

### 第 79-2 条

本章においては、「マドリッド議定書」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書及びその修正書を意味する。

「国際出願」は、マドリッド議定書に基づいてされる商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章についての国際登録出願を意味する。

「国際事務局」は、世界知的所有権機関の国際事務局を意味する。

「本国官庁」は、国際出願提出の基礎として使用される商標に関し、出願を受理又は登録を承認する官庁を意味する。

### 第 79-3 条

マドリッド議定書に基づく商標登録は、本章の規定及び第 10 条、第 40 条第 2 段落及び第 59 条を除く、第 I 章商標の規定を準用する。

### 第 79-4 条

タイにおいて国際出願をする資格を有するのは、タイにおいて商標登録を出願又は取得しており、かつ、下記要件を満たしている者とする。

- (1) タイ国民又はタイに主たる営業所を有する法人
- (2) タイに住所を有している者、又は
- (3) タイに現実の工業上又は商業上の営業所を有している者

### 第 79-5 条

タイにおいて国際出願をした者は、保護のために他の締約国を指定することができ、また、国際登録を取得した後、保護のための地域的拡張を請求することができる。

### 第 79-6 条

タイにおける保護を請求する国際出願について国際事務局から通報がされたときは、その出願はタイにおける出願とみなされ、登録官は、本法に従って手続を進めなければならない。登録官が第 1 段落の商標が登録を受けることができる特徴を欠いている又はその出願が本法に基づく規定に従っていないと判断するときは、登録官は省令に定めてある期間内に、かつ、その規則、手続及び条件に従って、その登録を拒絶し、理由を付して、国際事務局に通報しなければならない。

登録官が第 2 段落の省令に定められている期間の後に異議申立がされたときは、登録官は書面をもって、省令に定める期間内に、かつ、その規則、手続及び条件に従って、国際事務局に通報しなければならない。異議申立に起因する、登録拒絶の命令が存在する場合には、登録官は、省令に定める期間内に、かつ、その規則、手続及び条件に従って、異議申立理由を付した書面をもって、国際事務局に通報しなければならない。

第 2 段落又は第 3 段落に基づく通報がない場合には、登録官は、第 27 条に基づきその商標を公告する必要なしに、その商標の登録を許容したものとみなされる。

商標は、その登録が一旦承認された場合には、タイで登録出願された商標に与えられるもの



と同じ保護を享受する。

#### 第 79-7 条

登録がされた場合は、本国官庁に対する国際登録の出願日とその商標の登録日とみなす。ただし、国際事務局が省令で定められている期間の後で国際出願を受理した場合を除くものとし、その場合には、国際事務局による国際出願の受理日とその商標の登録日とする。商標登録は、第 1 段落に述べた登録日から 10 年間、効力を有するものとし、また、本法に基づき、更新を受けることができる。

#### 第 79-8 条

国際事務局が登録を承認した後でタイにおける保護を求める領域拡張がある場合には、第 79-6 条の規定を準用する。その場合には、その商標は、国際事務局による拡張請求の国際登録簿への登録の日からタイにおいて保護されていたとみなし、かつ、登録の満了日は国際登録の満了日と同日とし、また、本法に基づいて更新を受けることができる。

#### 第 79-9 条

タイにおいて登録された商標が、タイを包含する国際登録商標と同じであり、かつ、同じ所有者に属している場合には、その商標所有者は登録官に対して、国際登録を記録し、同じである全部又は一部の商品に対する国内登録に代替するよう請求することができる。第 1 段落の規定は、国内登録によって獲得された優先権に不利な影響を及ぼさない。

#### 第 79-10 条

本国官庁に対してされた商標出願(その出願から生じる登録を含む)又は本国官庁で行われた商標登録であって、国際出願をするための基礎として使用されたものが、省令に定められている期間内に、該当する事情に対応して、その全部又は一部の商品に関し、取り下げられ、放棄され、拒絶され又は取り消され、その結果、当該商標に関する国際登録の取消が国際事務局から通報される場合には、タイにおける保護を求める出願又は登録は、国際登録の取消の日に、全部又は一部の商品に関して、同様に取り下げられ、放棄され、拒絶され又は取り消される。

第 1 段落の規定はまた、取下げ、放棄、拒絶又は取消のための手続が、省令に定められている期間の満了前に開始されたが、上記期間の満了後に終了したものに準用する。タイが本国官庁であって、第 1 段落又は第 2 段落による事象が生じたときは、登録官は、省令に定められている規則、手続及び条件に従って国際事務局に通報しなければならない。

#### 第 79-11 条

商標の国際登録であって、タイにおける保護を請求するものが、国際事務局により、第 79-10 条の事由によって取り消される場合には、取り消された国際登録の所有者は、同一商品に関し、当該商標に関するタイにおける出願をすることができるが、この出願は、省令に定められている規則、手続及び条件に従って行わなければならない。また、該当する事情に応じ、第 79-7 条における国際登録日又は第 79-8 条における国際的拡張の登録日が、タイにおける出願日とみなされる。

#### **第 79-12 条**

国際出願の出願人又は国際登録の所有者，本法の規定による代理人，弁護士又はそれ以外の者に対する召喚状，通告又はその他の通信は，国際事務局に対し，上記の者に転送するために送付される。ただし，省令に定められている事件に係るものを除くものとし，後者の場合は，省令に定められている規則，手続及び条件に従って行われる。

第 1 段落に定められている規則，手続及び条件に従って引き渡しが行われ，かつ，省令に定められている期間が経過したときは，その通信は，第 1 段落に記載されている者によって受領されているとみなす。

#### **第 79-13 条**

出願及び登録，タイにおける登録に代位する国際登録の登録，保護の請求，登録事項の修正，登録官の命令についての審判請求及び登録の更新は，マドリッド議定書に基づく他の手続を含め，省令に定められている規則，手続及び条件に従って行われなければならない。

#### **第 79-14 条**

第 79-6 条，第 79-7 条，第 79-10 条，第 79-11 条，第 79-12 条及び第 79-13 条に基づく省令の発行は，マドリッド議定書に従っていなければならない。

マドリッド議定書に基づく海外での手続に関する出費は，国際事務局が定めるところによる，長官の通告に従って行われる。

#### **第 79-15 条**

本章の規定は，該当する事情に応じ，マドリッド議定書に基づきその登録が求められるサービスマーク，証明標章，団体標章に準用する。

## 第 II 章 サービスマーク及び証明標章

### 第 80 条

商標に関する本法の規定は、サービスマークに準用する。本法の条文で言及する「商品」の語は「サービス」に読み替える。

### 第 81 条

この章に別段の定めがある場合を除いて、商標に関する本法の規定は、証明標章に準用する。

### 第 82 条

証明標章の登録出願人は、商標登録出願に関する本法の規定に加えて、次の事項を満たさなければならない。

(1) 登録出願時に証明標章の使用に関する規則の写しの提出、及び

(2) (1)に基づく規則に定められた商品又はサービスの特徴を証明する能力の論証

(1)に基づく規則は、証明する商品又はサービスの出所、成分、製造過程、品質又はその他の特徴を特定し、証明標章の使用許諾に際して課する規則、手続及び条件が含まれていなければならない。

### 第 83 条

登録官は、証明標章の登録出願人にその証明標章の使用に関する規則に対して登録官が適当とみなす修正を通知の受領日から 60 日以内に行うよう要求することができ、その旨を出願人にその理由とともに書面で速やかに通知する。登録官の通知に対する審判請求に関して、第 18 条及び第 19 条を準用する。

### 第 84 条

証明標章の登録出願人がその使用に関する規則に言及された商品及びサービスの特徴を証明する十分な能力がない又は証明標章の登録付与が公衆に有益でないと登録官が判断する場合は、登録官は、その標章の登録の拒絶決定をし、出願人に速やかに理由を付して書面で通知する。登録官の決定に対する審判請求に関して、第 18 条及び第 19 条を準用する。

### 第 85 条

証明標章の登録出願を公告する際、登録官は、その証明標章の使用に関する規則の主要事項を示さなければならない。

### 第 86 条

登録証明標章の所有者は、公共の利益の妨げとならない場合は、その証明標章の使用に関する規則の修正を申請することができる。

第 1 段落に基づく規則の修正申請は、省令に定める規則及び手続に従う。

### 第 87 条

登録官は、第 86 条に基づく規則の修正申請を認めるべきであると判断する場合は、その登録

及び修正された規則の主要事項の公告を決定しなければならない。

第 1 段落に基づく公告の決定が下された場合は、登録官は、証明標章の所有者に遅滞なく書面で通知する。

#### **第 88 条**

第 86 条に基づく規則の修正申請を認めるべきでないと判断する場合は、登録官は、その登録を拒絶し、証明標章の所有者に理由を付して速やかに書面で通知しなければならない。

#### **第 89 条**

証明標章の所有者又はそれ以外の者であって、第 87 条又は第 87 条に基づく登録官の決定によって損害を受けている又は損害を受ける虞のある者は、該当する事情に応じ、登録官の決定に対して第 87 条に基づく公告の日又は第 88 条に基づく登録官の通知の受領日から 60 日以内に商標委員会に審判を請求する権利を有する。

第 1 段落に基づく委員会の決定を最終とする。

#### **第 90 条**

登録証明標章の所有者は、自己の商品又はサービスに関してその標章を使用してはならず、かつ、第三者にその標章の使用を許可することにより証明者として行為することを許諾してはならない。

#### **第 91 条**

第三者に商品又はサービスに関して証明標章の使用を許可するときは、書面であつ当該証明標章の所有者の署名をもって行わなければならない。

#### **第 92 条**

次の場合は、登録された証明標章に対する権利を移転することができる。

(1) 移転先が証明標章の使用に関する規則で述べられた商品又はサービスの特徴を証明する十分な能力を有していることを立証したことにより、登録官が当該移転を承認した場合

(2) 移転が書面で行われる場合、及び

(3) 移転が登録官により登録されている場合

登録官が移転の登録を認めないか又は拒絶を決定したときは、第 84 条を準用する。

第 1 段落に基づく証明標章の権利の移転申請及び移転の登録申請は省令に定める規則及び手続に従う。

#### **第 93 条**

証明標章に係る権利はその所有者の死亡又はその法人格の喪失をもって終了する。

### 第 III 章 団体標章

#### 第 94 条

商標に関する規定は第 I 章第 5 部の規定を除いて団体標章に準用する。

## 第 IV 章 商標委員会

### 第 95 条

商標委員会と称する委員会は、議長を知的所有権局長官として、司法審議会の事務局長又はその代理人、司法長官又はその代理人及び内閣によって任命された 8 人以上 12 人以下の知的所有権又は商標に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者により構成される。

第 1 段落に基づく有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から選出されなければならない。当該委員会は、他に書記官又は書記官補佐を任命することができる。

### 第 96 条

商標委員会は、次の権限及び義務を有する。

- (1) 本法に基づく登録官の命令又は決定に対する審判請求について審決を行う。
- (2) 本法に基づく商標、サービスマーク、証明標章、団体標章又は商標ライセンス契約の登録取消申請について審議及び命令を行う。
- (3) 本法に基づく省令及び告示の公布に関して大臣に助言及び忠告を行う。
- (4) 大臣が課すその他の事項の審議を行う。

### 第 97 条

内閣から任命された商標委員会の委員の任期は 4 年間とする。

交代又は増員のために委員を任命する場合は、任命を受けた委員の在任期間はその前任者の残りの期間とする。

任期満了した委員を再任することができる。

### 第 98 条

第 97 条に基づく任期満了時の退任を除き、内閣から任命された商標委員会の委員は、次の場合に退任する。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 内閣による解雇
- (4) 破産宣告を受けたとき
- (5) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき
- (6) 過失犯罪又は軽犯罪を除き、最終判決で拘禁刑を受けたとき

### 第 99 条

委員会の会議は全委員数の 2 分の 1 を定足数とする。

議長が欠席又は議場にはいない場合は、委員会は、委員のうちの 1 名を会議の議長として選任しなければならない。

委員会の採決は過半数の投票によるものとし、各委員は、1 議決権を有する。同数の場合は、議長が追加の決定票を有する。

第 96 条 (1) 又は (2) に基づく審議中の事項について一定の利害関係を有する委員は、その事項を議題とする会議に出席することはできない。

## **第 99 条の 2**

第 96 条 (1) 及び (2) に基づく義務を遂行するにあたり、商標委員会は、本法に基づく登録官の命令又は決定に対する審判請求を審議する特別委員会を 1 又は 2 以上設置することができる。審議が完了した時点で、特別委員会は、商標委員会に命令又は審決のための報告書を提出する。

第 99 条の規定を特別委員会の会議について準用する。

## **第 100 条**

委員会は、分科委員会に対して、委員会が課する事項の検討又は実行を命じることができる。

第 99 条を分科委員会の会議に準用する。

## **第 101 条**

本法に基づく登録官の命令及び決定に対する審判請求並びに商標、サービスマーク、証明標章、団体標章及び商標又はサービスマークに係るライセンス契約の登録取消申請は、長官が定める様式で登録官に提出されなければならない。

第 1 段落に基づく審判請求及び商標登録の取消申請を決定する手続は、委員会が定める規則に従う。

## **第 102 条**

本法に基づく任務を遂行するために、委員会は、登録官、審判請求人又はその他の関係人に対し、情報、説明若しくは意見を提供するよう又は審議のため関係書類若しくはその他の証拠を提出するよう書面で照会するか又は召喚状を送付することができる。

## 第V章 雑則

### 第103条

就業時間内、何人も、商標、サービスマーク、証明標章及び団体標章の登録簿及びそのファイルを閲覧することができ、かつ、省令の規定する手数料を支払えば、これらの書類の写し又は認証謄本並びに登録官による証明を取得することができる。

### 第104条

出願人、異議申立人、登録商標、サービスマーク、証明標章又は団体標章の所有者、ライセンス又は本法に基づくその他の者に対する召喚状、通知又はその他の連絡は、登録願書に記載された又は登録された事務所又は住所に配達証明付書留郵便で送付される。

第1段落で述べた方法が不可能である場合は、事務官による手渡し又は再度配達証明付書留郵便によって送達を行う。事務官の手渡しの際、受取人が不在のときは、その通知は当該事務所若しくは住所に居住若しくは勤務する成人の者に手渡すか又はその事務所若しくは住所の目につく場所に置くことができる。

第2段落の方法で送達された通知は、その7日後に当該関係人に送達されたものとみなす。

### 第105条

本法に基づく商標、サービスマーク、証明標章及び団体標章に関して裁判所に訴訟を提起し又は法的手続を遂行するにあたり、出願人又は所有者がタイに住所を有さない場合は、願書又は登録簿に記載されたその者又は代理人の事務所又は住所をその者の住所とする。

### 第106条

登録官が委員会に商標、サービスマーク、証明標章若しくは団体標章の取消又は商標若しくはサービスマークに関するライセンス契約の取消を請求する場合は、登録官は、本法に基づく手数料の支払を免除される。

### 第106条の2

本法に基づく任務を遂行するにあたり、登録官又は担当官は、次の権限を有する。

(1) 次の場合に、何れかの事業主若しくは者の営業所、製造施設、頒布施設、購買施設及び保管施設又は本法に対する違反が発生する虞があると登録官若しくは担当官が疑う合理的な根拠がある場所に立ち入り、何れかの者の輸送機関内に進入し、輸送機関の所有者若しくは操縦者に本法の執行として検査を行うため当該輸送機関を停止若しくは駐車するよう命じ、本法上押収の可能な証拠若しくは財物を搜索若しくは押収し、また逮捕を実行する。

(a) 上記の場所又は輸送機関において重い犯罪が発生した場合

(b) 重い罪を犯した者が追跡中に逃亡した場合又は当該人が上記の場所若しくは輸送機関内に隠れていると疑う重大な根拠がある場合

(c) 本法に基づく押収可能な証拠又は財物が上記の場所又は輸送機関内にあると疑う合理的な根拠があり、捜査令状の取得の遅延により当該証拠又は財物が移動され、隠蔽され、破棄され又は元の状態から改変される虞があると信ずべき合理的な理由が存する場合

(d) 逮捕されるべき者が上記の場所又は輸送機関の所有者であり、逮捕令状を取得して逮捕



を実行する場合又は逮捕令状を要せずして逮捕が可能である場合  
当該目的上、登録官又は担当官は、事業主、輸送機関の所有者若しくは操縦者又はその他の関係人に対し、会計帳簿、登録書類又はその他の文書若しくは証拠の提出を照会又は要求する権限を有するものとし、また上記の場所又は輸送機関内の者に対して必要な行為を命じることができる。

(2) 本法の規定に対する違反が発生したと信ずべき明白な証拠が存在する場合において、その違反に関連する商品、車両、文書又はその他の証拠を押収又は没収すること。このような場合は、登録官又は担当官は3日以内にその旨を長官に報告して承認を得るものとし、また内閣の承認を得て長官が定めた規則及び手続に従う。

### **第106条の3**

第106条の2に基づく任務を遂行するにあたり、登録官及び担当官は関係人に自らの身分証明書を呈示しなければならない。

第1段落に基づく身分証明書は、大臣が官報に定める様式のものでなければならない。

### **第106条の4**

本法に基づく任務を遂行するにあたり、登録官及び担当官は刑法に基づく権限ある官吏である。

## 第 VI 章 罰則

### 第 107 条

商標，サービスマーク，証明標章，団体標章又は商標若しくはサービスマークに関するライセンスの登録，登録修正，登録更新又は登録取消に関して提出される申請書，異議申立書又はその他の書類において登録官又は委員会に虚偽の陳述をした者に対しては，6 月以下の拘禁若しくは 1 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

### 第 108 条

タイで登録されている他人の商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章を偽造した者に対しては，4 年以下の拘禁若しくは 40 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

### 第 109 条

タイで登録されている他人の商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章を，当該他人の商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章であるかの如く公衆を欺瞞するために模倣した者に対しては，2 年以下の拘禁若しくは 20 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

### 第 109-1 条

何人も，タイにおいて登録されている他人の商標，証明標章又は団体標章を付した包装又は器具を当該人又はそれ以外の者の商品に関して使用し，その結果，公衆を，その商品がその商標又は団体標章の所有者に属している又はその証明標章が上記商品に関して使用することが許されていると誤認させることになるときは，当該人に 2 年以下の拘禁若しくは 40 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

### 第 110 条

(1) 第 108 条に基づいて偽造した他人の商標，サービスマーク，証明標章若しくは団体標章を付した製品又は第 109 条に基づいて模倣した他人の商標，サービスマーク，証明標章若しくは団体標章を付した製品をタイに輸入し，頒布し又は頒布のため所持する者，又は  
(2) 第 108 条に基づいて偽造した他人のサービスマーク，証明標章若しくは団体標章を使用して又は第 109 条に基づいて模倣した他人のサービスマーク，証明標章若しくは団体標章を使用してサービスを提供し又はサービスの提供を申し出る者に対しては，それらの条文で規定した通り罰する。

### 第 111 条

(1) 登録されていない商標，サービスマーク，証明標章若しくは団体標章をタイで登録されているように表示した者，  
(2) (1)に基づく商標若しくは証明標章を付した製品をその表示が虚偽であると知りながら頒布したか若しくは頒布のため所持する者，又は  
(3) (1)に基づくサービスマーク，証明標章若しくは団体標章の下でその表示が虚偽であると知りながらサービスを提供したか若しくはその申出をした者に対しては，1 年以下の拘禁若しくは 2 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

## 第 112 条

第 90 条に違反した者に対しては，2 万バーツ以下の罰金を科する。

### 第 112 条の 2

登録官又は担当官の第 106 条の 2 に基づく職務遂行を妨害する者に対しては，1 年以下の拘禁若しくは 2 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

### 第 112 条の 3

登録官又は担当官の第 106 条の 2 に基づく職務遂行のために便宜をはからない者に対しては，1 月以下の拘禁若しくは 2 千バーツ以下の罰金又はその両方を科する。

## 第 113 条

本法に基づいて違反を犯した者がその処罰の言渡しから 5 年以内に再び本法に基づく違反を犯した場合は，倍の処罰を受ける。

## 第 114 条

本法に基づいて処罰を受ける者が法人である場合において，その犯した違反が，その法人の取締役，管理職又は経営責任者としての職務上要求される命令，行為，命令の留保又は不作為により発生した場合は，当該取締役，管理職又は経営責任者もまた当該違反について定められた処罰に服さなければならない。

## 第 115 条

本法に違反して頒布のために輸入され又は頒布のために所持される製品は，特定の者が有罪判決を受けるか否かに拘らず没収される。

## 第 116 条

第 108 条，第 109 条又は第 110 条に規定した行為をある者が行っているか又は行おうとしている明白な証拠がある場合は，その商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の所有者は，裁判所にその行為の中止又は留保を請求することができる。

## 経過措置

### 第 117 条

商標法 B. E. 2474 に基づいて登録され、本法の施行期日に、その登録が継続している商標は、本法に基づく商標とみなす。

### 第 118 条

本法の施行期日において在任している、商標法 B. E. 2474 に基づく商標委員会は、本法に基づく商標委員会が存在することになるまで、60 日を超えない範囲で、その職務を遂行する。

### 第 119 条

商標法 B. E. 2474 に基づいて提出された、商標登録の出願、登録を修正するための申請、商標に係る権利を移転するための申請、商標登録を更新するための出願は、本法の施行期日前に、登録官が

- (1) それらについて命令を出していない場合には、本法に基づいて提出されたものとみなし、その後の手続は本法に基づいて行われるものとし、
- (2) それらについて命令を出している場合には、その事件が決着するまで、商標法 B. E. 2474 に基づいて引き続きその手続が進められる。

### 第 120 条

商標法 B. E. 2474 に基づいて登録されている商標に関し、その類の全ての商品について更新出願をするときは、所有者は、保護を求める商品の種類を明示しなければならない。その場合には、第 9 条が準用される。

### 第 121 条

商標法 B. E. 2474 に基づく、登録官の命令又は決定についての審判請求及び異議申立は、本法の施行期日までに未決となっている場合には、それらが決着するまで、商標法 B. E. 2474 に準拠する。

### 第 122 条

提出期間であって、審判請求書、異議申立書、意見書及び合意が成立した又は商標法 B. E. 2474 に基づいて訴訟を提起した旨の登録官に対する通知に関するものは、その期間が本法の施行期日に終了していない場合には、本法の施行日から改めて計算される。

### 第 123 条

商標法 B. F. 2474 に基づいて発出された全ての省令、通告、規則及び命令は、それらが本法に反している又は本法と一貫していないことがない限り、本法に基づいて発出される省令及び通告が効力を発生するまで、引き続き効力を有する。

## 料金表

		パーツ
(1)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体商標についての登録出願	
	(a) 個々の類の1から5までの商品又はサービスの項目	1000
	(b) 個々の類の商品又はサービスが5項目を超えているもの	9000
(2)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の表示であって，縦又は横の長さが5cmを超えているもの 1cm以下は1cmと計算する	200
(3)	(1)に基づく出願に対する異議申立	2000
(4)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の出願に係る権利を移転するための申請	2000
(5)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の登録	
	(a) 個々の類の1から5までの商品又はサービスの項目	600
	(b) 個々の類の商品又はサービスが5項を超えているもの	5400
(6)	登録に関する差替証	200
(7)	商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章の譲渡又は相続を登録するための申請	2000
(8)	(5)に基づく登録事項を修正するための申請	400
(9)	(5)に基づいてされた登録の更新	
	(a) 個々の類の1から5までの項目である商品又はサービス	2000
	(b) 個々の類の商品又はサービスが5項目を超えているもの	18000
(10)	(5)に基づく登録を取り消すためにする商標委員会への請願	1000
(11)	商標又はサービスマークのライセンスについての登録申請	1000
(12)	商標又はサービスマークに関するライセンスの登録	200
(13)	(12)に基づく登録事項を修正するための申請	400
(14)	(12)に基づく登録を取り消すための請願	400
(15)	(1)，(7)又は(11)に基づく出願・申請を修正するための申請	200
(16)	証明標章の規則の補正申請	
	(a) 標章の登録前	200
	(b) 標章の登録後	400
(17)	審判請求	
	(a) 第16条，第17条，第27条に基づく登録官の命令又は第37条に基づく登録官の決定に対するもの	4000
	(b) その他の条文に基づくもの	2000
(18)	登録明細に関する調査であって，商標，サービスマーク，証明標章若しくは団体標章又はそのファイルに関するもの 時間の端数は，1時間とする。	200
(19)	認証付きの抄本を求める請求であって，商標，サービスマーク，証明標章又は団体標章に関するもの	400
(20)	書類の写し申請	20

(21)	同一事項に係る書類の認証謄本申請	
	40 ページ未満	20
	40 ページ以上	800
(22)	登録事項に関する証明申請	100
(23)	その他の申請	200
(24)	マドリッド議定書に基づく国際出願又は他の出願・申請の作成及び 発送	
	(a) 登録出願の作成及び発送	2000
	(b) 更新出願, 移転申請, 修正申請及びその他の申請	1000
	(c) タイにおける登録に代位する国際登録に関する登録申請	2000